

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 地方自治法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 24 年 4 月 25 日 本紙第 5788 号 2 ページ
【法令番号】	平成 24 年 4 月 25 日 政令第 137 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）附則第 1 条ただし書の規定に関する規定の施行の日（平成 24 年 5 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項
【法令のあらまし】	地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の一部の施行に伴い、法定受託事務に関する事件のうち、国の安全に関すること等の事由により普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして、次のものを定める。（第 121 条の 3 関係） （一） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 8 条第 1 項等の各規定により地方公共団体が処理するとされている事務に係る事件（第 1 号関係） （二） 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条第 2 項の規定により都道府県が処理するとされている事務に係る事件（第 2 号関係）
【改正される法令】	・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）